

令和7年中の農地の賃借料について

【令和8年中の参考資料】

令和7年1月から12月までにあった賃貸借契約について10a当りの賃借料をお知らせします。なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。

(10a当り)

締結(公示) された地域名	田の部			畑の部		
	最高額	最低額	筆数	最高額	最低額	筆数
椎木	21,815円 (粳約68kg)	10,000円 (粳約31kg)	34筆	15,000円	10,000円	17筆
高城	13,638円 (粳約42kg)	4,752円 (粳約15kg)	51筆	10,060円	8,000円	49筆
川原	【参考なし】 4,600円 (粳約21kg)	【参考なし】 4,600円 (粳約21kg)	【参考なし】 R5年2筆	【参考なし】 10,000円	【参考なし】 10,000円	【参考なし】 R4年2筆
石河内	15,877円 (粳約49kg)	8,300円 (粳約26kg)	5筆	8,300円	8,300円	1筆

締結(公示) された地域名	ハウス施設の部		
	最高額	最低額	件数
木城町全域	23,000円	23,000円	1件

農地の賃借や売買、転用などは、農業委員会への申請が必要です。
事前に、必ず農業委員会での手続きをお願いします。

※大字川原地区の田・畑については、令和7年中の農地の賃貸借契約がありませんでしたので過年度の数値を参考に示しています。

賃借料は、土地の耕作条件や作付けされる作物等のいろいろな要素で、その契約額が異なります。実際に決められる際には、貸手・借手の双方で話し合いをして決定してください。

- ※1. データ数は、令和7年1月から12月までに締結された契約をカウントしたものです。
 ※2. 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、粳1kg323円、玄米1kg368円に換算しています。
 【JA米及び一般米の1~2等米合計の平均価格を標準にしています。】

ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に農業委員会までお電話ください。

木城町農業委員会 電話32-4738